

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月4日(火)午前9時30分から午前11時38分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治

推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について ＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	農地利用集積計画(農地中間管理事業)について
議案第4号	農地利用配分計画(案)について
議案第5号	非農地の承認について
議案第6号	農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について
議案第7号	農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当しない土地の判断について
報告事項	なし

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 高倉 健一郎
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季
	役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

(開会)

<宮島推進委員>

先日、課長さんと小松さんと来られ、入院のお見舞いをいただき、ありがとうございました。腰の狭窄症の手術をしまして、18日間の入院で済みました。今は全然痛くないし、痺れもなく、この手術についてはなったら早めにしたほうが良いと思いました。

<新村職務代理>

みなさん、おはようございます。長い梅雨も明けまして、大変蒸し暑いなかお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、おはようございます。町内でも長雨で用水路の取り入れ口に大量の土砂が入ったり、ブロッコリーが玉伸びしないとか、花卉もトルコギキョウが日照不足で花が咲かないとかいったような声もありました。そういったなかで、暑くなると思いますが、体調に気をつけていただきたいと思います。今日はどうもご苦労様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

5番の小澤委員さんと6番の一ノ瀬委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～6番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字山口…番、地目は田、面積268㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは相続にて申請地を取得しましたが、耕作の予定もないことから、申請地隣接地、地図で色塗りをしてある部分にお住まいで、農地をお持ちのBさんが取得し、農業経営の拡充をしたいということであります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は25アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件につきましてはかなり前からの案件でして、立ち会ったのも日にちは定かではないんですが、福島会長、私とAさん、Bさんと確認しました。この土地は(場所の説明)という河川と崖との間の竹林に隣接したわずかな三角地の畑でして、以前はAさんのお父さんが耕作をしていましたが、お父さんが亡くなり放置されていたものです。隣接のBさんが耕作をするということです。境は数箇所は確認できましたが、特に問題はないかと思われまます。ご審議お願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

茅野市玉川…番地…にお住まいのCさんが所有いたします、

大字小野^{みなみかいと}字南垣外…番…、地目は畑、面積140㎡を、

千葉県緑区おゆみ野…丁目…番地…にお住まいのDさん、Eさんが共同で取得するものです。

こちらは、6月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家

とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のDさん、Eさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は1.4アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

事務局で説明があった通りです。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

3番と4番は農地の交換による所有権の移転ですので、合わせてご説明いたします。

地図は3ページをご覧ください。

3番、大字伊那富…番地…号…にお住まいのFさんとGさんが共同で所有いたします、
大字伊那富字上原…番、地目は畑、面積192㎡、

および大字伊那富字上原…番、地目は畑、面積115㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのHさんが譲り受けるものです。

4番、大字伊那富…番地にお住まいのHさんが所有いたします、

大字伊那富字北原…番…、地目は畑、面積122㎡を、

大字伊那富…番地…号…にお住まいのFさんとGさんが共同で譲り受けるものです。

Hさんが取得する…番はHさんのお住まいの家のすぐ裏手にあり、…番はHさんの耕作地に隣接しているため、Hさんの所有する…番…と交換することで、耕作の利便性を図る目的です。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積はHさんが64a、Fさん、Gさんが33aで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

7月11日に私と小澤委員と地権者の方と確認してきました。事務局から説明のあった通り、元々耕作されている農地でありまして、今回取得されるHさんとFさん、Gさん、それぞれ以前から登記とは別に耕作してきたということで、今回耕作どおりに所有者を3条で変えるということでもあります。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいのIさんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番、地目は田、面積978㎡を、

大字伊那富…番地…号にお住まいのJさんが取得するものです。

譲渡人のIさんは耕作目的で申請地を取得しましたが、申請地近くの農地で耕作をされている村上さんが取得し、利便性を図り、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は83アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

7月15日に福島会長と私とで現地を確認してきました。ずっと水田として耕作されてきているところですので特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

神奈川県横浜市港北区新吉田東…丁目…番…号にお住まいのKさんが所有いたします、
大字横川字木曾沢…番、地目は畑、面積408㎡および、
大字横川字木曾沢…番…、地目は畑、面積367㎡および、
大字横川字木曾沢…番…、地目は畑、面積257㎡および、
大字横川字木曾沢…番…、地目は畑、面積276㎡を、
大字横川…番地にお住まいのLさんが取得するものです。

こちらは、7月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のLさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は1.7アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<一ノ瀬委員>

6月に現地を確認し、問題ないと判断いたしました。ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請1～6番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

松本市大字和田…番地にお住まいのAさん、
愛知県瀬戸市山手町…番地にお住まいのBさん、
東京都墨田区京島…丁目…番地…号にお住まいのCさん、
千葉県浦安市美浜…丁目…番…号にお住まいのDさんの4名が共同で所有いたします、
大字伊那富字宮下…番…、地目は畑、面積388㎡を、

大字赤羽…番地…にお住まいのEさんが取得し、駐車場用地を新設するための申請であります。譲渡人のAさん他3名は、相続にて申請地を取得しましたが、遠方のため管理ができず、農地の有効活用を考えておりました。

譲受人のEさんは現在町内の借家にお住まいですが、将来家族が増えることを考え、申請地を駐車場として取得し、申請地北側の地図で色塗りをしてある部分に住宅を新築したい計画であります。住宅部分は登記が宅地となっておりますので、申請は斜線の駐車場部分のみとなります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、辰野町第一診療所及び辰野町高齢者いきいサロンがありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件については、7月15日にFの方と福島会長、私の3人で現地を確認しております。この土地は20年以上前にお年寄りが住んでいましたが、その後ずっと放置されていたところでした。今回Eさんが住宅ということで奥の土地を買い、今回の申請地だけが取り残されていましたが、ここは道路と宅地に囲まれており、これ以上開けようがない土地であり、そこを今回駐車場として買っていただいたということです。境もはっきりしていますし、診療所等も近くにある場所ですので、特に問題ないかと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願ひします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのGさんが所有いたします、

大字伊那富字神田…番…、地目は畑、面積110㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのHさんが取得し、農機具置場を新築するための申請であります。

譲受人のGさんは、相続にて申請地を取得しましたが、耕作の予定もないことから、申請地東側の地図で色塗りをしてある部分で耕作をしているHさんが、農機具等を収納するための農機具置場を新築したい計画であります。

申請地は準工業地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

7月11日に小澤委員、私、地権者の方と現地を確認しております。事務局から説明があつた通り、わずかな面積ですが、農機具置き場にしたいということでございます。特に問題ないと思われま

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。地図は10ページを、配置図は11ページをご覧ください。

大字赤羽…番地にお住まいのIさんが所有いたします、

大字赤羽…番…、地目は畑、面積205㎡および、

大字赤羽…番…、地目は畑、面積125㎡を、

諏訪郡下諏訪町…番地…号室にお住まいのJさん、Kさんが共同で譲り受け、住宅の新築をするための申請であります。

借受人のKさんは貸付人のIさんと親子であり、現在町外のアパートで生活していますが、将来を考え、母所有の農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地は宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては福島会長、瀬戸委員から意見書をいただいております。

<瀬戸委員>

事務局から説明がありましたが、7月16日に福島会長と司法書士と現地を確認してきました。境ははっきりしており、道路も上下水道が入ってしまして、問題ないかと思っておりますので、ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお

願います。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は12ページを、配置図は13ページをご覧ください。
大字辰野…番地にお住まいのLさんが所有いたします、
大字伊那富字滝洞口…番…、地目は畑、面積1134㎡を、
大町市常盤…番地…に所在する、Mが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のNさんは、申請地北側の地図で色塗りをしてある部分と、進入路と書かれた部分に太陽光発電施設を新設するために、令和元年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、進入路部分については分筆も登記の変更もされないまま使用されていまして。今回は南側の申請地に太陽光発電施設を新設するにあたり、所有者より申請地全部を継承者であるMが取得し、太陽光発電施設を新設したい計画であります。

譲渡人のLさんは、高齢のため耕作できないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のMは太陽光発電事業を行っており、申請地に太陽光パネル324枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、町外の所在であります。設備の管理等は今回申請地を紹介したOと管理委託契約をして定期的に行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。また、進入路部分は、申請地北側のNさんも進入路として使用するため、Mより土地使用同意書が提出されていまして。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

7月16日に私と小澤委員と行政書士の方と確認しております。計画変更ということで、去年の8月1日付で許可の下りた2筆のうち、進入路部分24㎡を合わせて出したいということで、今回申請がありました。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<野澤典生推進委員>

太陽光発電の件で、実は先日の大雨で(場所の説明)の太陽光に絡んでいるであろう被害が発生しましたので、みなさんと情報共有ということで発言させていただきます。

この間、7月12日にお墓の当番で太陽光の道を挟んで1段下にあるお墓へ掃除に行きましたら、太陽光の排水が、自然浸透ということで大きな溝を掘ってありますが、流れ込んだ水がお墓の石塔の下から溢れていました。太陽光の点検に来ていたPにも現状を見てもらいました。上のパネルからの水を1メートル位の土管に流し、貯水槽に落として、自然浸透という形で入っていたんですが、浸透していません。その浸透が30メートルくらい下の墓地のところに溢れ出るということが発生していました。今回のような傾斜地に太陽光という場合は、排水対策をきちんとしてないと、同じような事例が発生する可能性があるんじゃないかと懸念しています。自然浸透というのは下が滑らかな傾斜地であれば構わないんですが、1段下がったりしたような所だと地層が出てしまうので、危ないのではと思います。

<赤羽事務局長>

雨水対策はどうするんだという話が以前から出ていますが、出てくる案件はほとんど地下浸透ということで、雨水計算ではこう出ていますよとなっていますが、それ以上の雨が降った場合、どうなんだということになるが、予想外を考慮し注意しつつも、今は出された計算に基づいて審議し許可を出していくしかない。

<原委員>

Oさんが絡んでいるようですが、6番の案件もOの案件です。Qさんという個人の方が横浜の方で、投資目的でやられるようです。来月申請があがる案件もやはりOさんに関係のあるものです。

<福島会長>

そのほかに何かありますか。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は14ページを、配置図は15ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいのRさんが所有いたします、

大字辰野字羽場崎…番…、地目は畑、面積135㎡および、

大字辰野字羽場崎…番…、地目は畑、面積308㎡および、

大字辰野字羽場崎…番…、地目は畑、面積306㎡および、

大字辰野字羽場崎…番…、地目は畑、面積380㎡を、
箕輪町大字中箕輪…番地に所在するSが取得し、宅地分譲用地とするための申請であります。
譲渡人のRさんは高齢のため、農業を営むのが困難であるため、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のSは、宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおりますが、環境もよく利便性の良い申請地を宅地分譲用地として買い受け、3区画の宅地分譲地を新設したい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

7月15日にSさんと吉江さんと私で現地を確認しました。事務局から説明があったとおり、Rさんが高齢で耕作ができないということで、Sが買って3区画住宅用地にするということです。境はすべてはっきりしていました。ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は16ページを、配置図は17ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいのTさんが所有いたします、

大字辰野字天神原…番…、地目は田、面積666㎡を、

神奈川県横浜市青葉区すすき野…丁目…番…号にお住まいのQさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のTさんは、高齢のため耕作できないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のQさんは、申請地および地図で色塗りをしてある東側の原野に太陽光パネル232枚を設置し、経営安定をはかるため、売電を行いたい計画です。なお、町外の所在ではありますが、設備の管理等は今回申請地を紹介したOと管理委託契約をして定期的に行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。申請地は国道と鉄道に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、周辺の環境等を考慮したうえ、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたしま

す。

この件につきましては原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

現地は(場所の説明)といわれる所です。7月20日、現地にて茅野の行政書士のUさんと原委員と私の3人で立ち会いました。現地は4メートル幅くらいの道と水路に囲まれた一部他人名義の土地が混在する所で、20日は2度目の立会いでした。前回の立会いは他人名義の土地との境界が明確でないため、今回再度の立会いで境は明確にされていました。水路が現況と公図とで異なっていましたが、土地の表示は同じでした。水路と道路の境目は町が管理するって盛んに言うので、事務局と一緒に話し合いをしましたが、現地は国調を受けているので問題ないと思います。周辺に2メートル以上の道路があり、住宅地もないため、太陽光による影響は少ないと思われます。除草剤を使用しない草刈など、周辺農地の環境に配慮していただければ問題ないと思います。ご審議お願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<高倉事務局次長>

利用権の設定であります。計7件、8筆、面積は9,215㎡、詳細は議案書の8ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<高倉事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計1件、2筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書11ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と2筆合計617㎡について10年4ヶ月の賃借権を設定するものです。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<高倉事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく11ページをご覧ください。

Vへ2筆合計617㎡について10年4ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とVの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べる事ができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、非農地の承認について1～2番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、非農地証明書の交付申請であります。地図は18ページをご覧ください。

大字小野…番地…にお住まいのAさんが所有いたします

大字小野…番…、地目は畑、面積628㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は昭和40年代後半の農業縮小に伴い、不便で条件の悪い畑へ植林をし、山林化したということです。申請地を農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員に現地をご確認いただいております。

<中村委員>

詳細につきましては事務局から説明があったとおりです。昭和40年ごろの植林ということで、周り

は山林化しており、問題ないと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

2番、非農地証明書の交付申請であります。地図は19ページ20ページをご覧ください。

岡谷市赤羽…丁目…番…号…号にお住まいのBさんが所有いたします

大字上島字追ヶ崎…番…、地目は畑、面積89㎡および、

大字上島字追ヶ崎…番…、地目は畑、面積85㎡および、

大字小野字北ノ原…番…、地目は畑、面積376㎡および、

大字小野字北ノ原…番…、地目は畑、面積252㎡および、

大字小野字北ノ原…番…、地目は畑、面積756㎡および、

大字小野字堀…番…、地目は畑、面積293㎡および、

大字小野字堀…番…、地目は畑、面積33㎡および、

大字小野字エノ木…番…、地目は畑、面積168㎡および、

大字小野字えの木…番…、地目は畑、面積177㎡および、

大字小野字えの木…番…、地目は畑、面積285㎡および、

大字小野字えの木…番…、地目は畑、面積92㎡および、

大字小野字えの木…番…、地目は畑、面積321㎡および、

大字小野字ませ口…番…、地目は畑、面積184㎡および、

大字小野字宮ノ北…番…、地目は畑、面積297㎡および、

大字小野字大道端…番…、地目は畑、面積188㎡および、

大字小野字宮ノ前…番…、地目は畑、面積8.86㎡および、

大字小野字宮ノ脇…番…、地目は畑、面積24㎡および、

大字小野字南原…番…、地目は畑、面積595㎡、

計18筆、4,223.86㎡について申請がありました。

これらの農地は、もともと桑園として利用していた所に昭和30年代に松や檜を植林したことで山林化したり、畑として利用していたところが荒廃地となり原野化したということです。申請地を農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員に現地をご確認いただいております。

<中村委員>

現地は事務局と根橋行政書士と一緒に立ち会いました。上島追々先の2筆は(場所の説明)にある農地で、山林化している所です。他の筆の集落は(場所の説明)になります。……につきましては隣が宅地になっていますが、18年の災害のときに流れ出た土砂が溜まっておりまして、農地に戻すには非常に困難なところですが、あとは原野化あるいは植林されて山林化しておりまして、農地に戻すには非常に困難であります。以上です。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について】

<高倉事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

地図は21ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は辰野町大字上島…番です。詳細は議案書のとおりであります。こちらの土地の所有者であるCさんが既にお亡くなりになっているため、長野家庭裁判所伊那支部にて選任されております成年後見人からの申請を受け付けました。辰野町大字上島…番地…に事務所を構える行政書士のDさんが成年後見人となっております。

申請地は空き家バンクに登録した物件に隣接し、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員に現地をご確認いただいております。

<吉江推進委員>

事務局2名と原委員と私とで現地を見てきました。空き家の後ろにある農地で、家と畑の間が3メートルくらいの生垣があり、その上に土手があるような農地で、実際耕作できるのは半分もないくらいかなといった所です。また、傾斜であるため機械が使えなくて手でおこすような場所でした。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第7号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当しない土地の判断について】

<事務局 中澤>

先月の総会におきましてご意見をいただきました、農地に該当しない土地の判断につきまして、航空写真や現状確認をした結果、現況が山林や河川敷など、明らかに農地でないと判断される農地の一覧および地図を先日ご担当地区別に送らせていただきました。ご確認いただきました結果をうけまして、本日の総会において、第1弾として農地に該当するか否かをご判断いただきたいと思います。議案所19ページから23ページにあります農地でございます。

今回ご審議いただき、賛成していただければ、これらの農地つき、県、町、法務局等の関係機関に通知するとともに、所有者もしくは経営者に通知をいたします。所有者は判断された農地を非農地にするため、ご自身で法務局での地目変更登記をしていただき、山林や原野などの地目に変更され、農地基本台帳から削除されます。

9月から行います農地パトロールにおきまして、平成29年以降の農地パトロールでB判定とされている農地の中で、非農地と判断いただく農地なのか、周囲の状況から見て非農地とするべきではない農地なのかのすみわけをしていただき、その結果を受けまして、今後の総会であらためてご審議をいただき、第2弾、第3弾と非農地の手続きを進めたいと思います。

また、先日中村委員から非農地への転換について書かれた農業新聞を見せていただきました。抜粋記事のコピーをお配りしてありますので、ご一読いただき、パトロール時のご判断の参考にしていただければと思います。

あと、前回の総会で根橋推進委員よりご質問をいただいていたのですが、辰野町では非農地判断の手続きを、直近では平成24年と平成28年に行っています。平成24年に行った時は1365筆を送付し、法務局での地目変更がされたのが、約58%の797筆でした。平成28年には平成24年に変更されなかった筆も合わせて830筆送付し、約27%の228筆が地目変更されました。今回は地目変更されないまま残っている筆は含めず、平成29年以降のパトロールで判断いただいた新規の農地が対象となっています。

あらためまして、今回の農地に該当しない土地の判断につきまして、ご審議をお願いいたします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<野澤典生推進委員>

今回登記を変えないとどうなるんだ？ということ聞かれた。ただ税法上のことだけならあえてやら

なくてもいいんじゃないかということでした。これをしないと他に何かあるのか？

<事務局 中澤>

多分そのようなことで変えていない方がほとんどと思われます。登記地目が田畑から山林原野に変わるので、税金は多少安くなるというメリットはあります。町としては、本来農地でない所と農地である所を明確にし、農地パトロールや台帳管理においてもきちんと住み分けをしたいという目的もあります。

<根橋推進委員>

今回もし可決されたらいつ頃の発送になるか？

<事務局 中澤>

8月盆明けから2週間で50通を目安に送り始めたいと思っています。

<根橋推進委員>

H24年とH28年に変えなかったものについてはどうするのか？

<事務局 中澤>

今後の農地パトロールで非農地にする筆も増えていくことが考えられるので、そこを優先にし、その間で再通知を送れば良いと思っているが、具体的にそういった筆に対し送るかどうかはまだ決めていない。

<中村委員>

どの程度のものまで非農地に認定するのか基準を明確にしたほうが良い。ただ草木が伸びているからということで非農地にしちゃうような扱いでいいのか、その辺をパトロールの時にしっかり見てくるようにしないとイケない。

<福島会長>

ほかに質問、ご意見等ありましたら。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<福島会長>

報告事項はないとのことなので、これで議事を終了いたします。ありがとうございました。

<赤羽事務局長>

太陽光発電設備の建設についてですけれど、再生可能エネルギーの関係で町の条例の見直しを進めています。本来でしたら今頃は出来上がっていただければいけないところなんですけど、パブリックコメント等に色々なご意見をいただいております、精査しているところです。再生可能エネルギーのなかでも当町は太陽光発電が特に注目を浴びているところでもありますので、災害をもたらす可能性があるような施設であってはならないわけでもあります。条例が決定し次第、皆様にもお知らせいたしますので、基づいてご判断いただきたいと思います。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について
(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農地パトロール日程・実施要領について(事務局 小松)

別紙参照

9/1(火)～9/18(金)実施。予備日含む。

<赤羽事務局長>

個々に用意いただくものは判断いただき、暑い時期ですがご協力をお願いします。

判断基準の問題ですが、前回も非農地化という話が出ましたが、例えば周辺農地が耕作しているのに、真ん中が遊休農地化しているからといって B 判定、また非農地判定していいのかといったような所があります。国の検討委員会でも心配をされている方もいるなかで、辰野町農業委員会としては、明らかに周辺の農地あるいは環境に影響を及ぼす可能性がある荒廃地的な所は、単に B とするんじゃなく、何らかの形で地権者に対してアクションを起こせるというなかで判断をしていきたいと考えている。山林に近い農地などは、非農地を前提に考えていただければと思います。

<中村委員>

特に圃場整備をした農地については非農地扱いではなくて、農地化を勧めるような方向にしていっていただきたいと考える。

<赤羽事務局長>

基準的な定義のひとつとしては、圃場整備をされているかということ。そういったことを鑑みながら、判断をしていただきたい。農地パトロールにおいては、地域的なことも考慮し、ご判断いただければ

と思います。

<原委員>

圃場整備してある所だというのは、わたしたちが見て分かるんですか？

<赤羽事務局長>

事務局にありますんで、お聞きいただければと思います。長丁場になりますが、よろしくお願ひします。

○令和2年度 人・農地プラン地区懇談会予定表について(高倉事務局次長)

11/5(木)～12/16(水) 5地区を更に細分化、事務局を2班に分けて実施。

<赤羽事務局長>

国から言われております、人・農地プランの実質化ですが、一昨年前までは辰野町を5地区に分けて農業委員会の皆さんにも参加していただいて、後継者や担い手等の問題について意見を出し合う機会があったのですが、今年度は更に細分化したなかで地域の問題を出し合うように進めることになりました。農家にもっと踏み込んで聞いていかれればいんですが、実際はやったとしても役員数名だけ、そこでやっても意味がないかなというなかで、農業委員会の皆さんにご相談申し上げるなかで、細分化をもう少しまとめあげた中の一部をこういう形でやらせていただくことになりました。2月の農地台帳回収時のアンケート集計が終わっている中で、貸したい農地があれば担い手がそこに付いていなくても、貸したいという中での全体農地の中の分子のほうに入る数字となっていますので、そういう部分を地区ごとそれぞれデータを懇談会に行く前に話し合いをしていきたいと思ひますけれど、そういうことも捉えながら更に地区への集積を進めていかなくてはならないと思ひております。今日のところは予定をご案内させていただきました。できればシュミレーション的なこともやりたいと思ひていますのでよろしくお願ひします。

○農地相談活動等の情報共有について(事務局 中澤)

別紙参照(太陽光案件の進捗状況報告)

<宇治推進委員>

小野中村の太陽光は19日に住民説明会をやる。

売電というより、設備を作る目的でやっている事業。業者の定款を見ても信用できない。49.5kWの施設を作るのに1600万から1700万かかるのに、合同会社で社員1名、資本金50万、預金が150万、残りは15年返済のファイナンス会社からのローンである。施設を撤去する条例がないから、

産廃になってしまう。国は再生エネルギー化に対し数値目標を達成するために許可を出すのが、最終的に困るのは地元。小野の既にある太陽光も、下の部分が傷んで崩れてえらいことになっている。小野としては、こういう会社を管理するためにどうしたらいいか考え、発電施設はひとつの企業ですから、区費を来年度から徴収しようと考えている。管理会社を明確にして、管理に不備があれば行政指導していこうと思っている。書類が整って、住民が納得した対応をとってもらえば、反対する理由はない。

<高倉事務局次長>

先ほどの話にもありましたが、平出でもストップしている案件がありまして、事務局でも転用の申請を出す前に地域の住民説明会を行って、そこでまずは了解を得てくれと伝えてある。住民説明会がまずは歯止めになるので、いろんな意見を出し合って話し合ってもらうのがいい。条例においては、土砂災害の警戒区域ではそういった建物は禁止ということになります。事務局でも、申請時に実績や排水等注意していきたい。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について(古村推進委員長)

総会終了後、澤底圃場にて摘芯作業。

○次回委員会総会開催日:9月3日(火) 午前9時30分から 役場第6会議室

○今後の予定(事務局 小松)

次第裏面参照

<根橋推進委員>

人・農地プランの懇談会ですが、参集者に対し案内を出すとか、情報を出して人を集めるようにしたほうがいいが。

<高倉事務局次長>

一般の方には回覧文書で案内し、営農センターの代表幹事会あたりをつけて、文書を出したいと考えている。

(閉会)

<新村職務代理>

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。この後エゴマの作業もありますので、よろしく願います。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印